【別紙 1】

履行場所等一覧

No	学校名 (所在地)	種目	対象	(参考) 参加生徒数 ※1 ※2
1	第一中学校 (吹田市千里山西2-2-1)	バドミントン部	当該校生徒	106 人
		男子ソフトテニス部	当該校生徒	51 人
		女子ソフトテニス部	当該校生徒	38 人
		ダンス部	当該校生徒	47 人
2	第二中学校 (吹田市岸部北 1-21-1)	柔道部	拠点校 ※3 (市内全校の生徒)	2 人
		卓球部	当該校生徒	27 人
		男子ソフトテニス部	当該校生徒	29 人
		女子ソフトテニス部	当該校生徒	21 人
3	第三中学校 (吹田市中の島町 3-51)	陸上競技部	拠点校※3 (当該校生徒及び自校に陸上競技部が無い学校の生徒)	32 人
		男子バスケットボール部	当該校生徒	12 人
		吹奏楽部	当該校生徒	26 人
4	第五中学校 (吹田市幸町 21-1)	水泳部	当該校生徒	35 人
		軟式野球部	当該校生徒	15 人
		吹奏楽部	当該校生徒	22 人
		ダンス部	拠点校 ※3 (当該校生徒及び自校にダンス部が無い学校の生徒)	34 人
5	第六中学校 (吹田市穂波町 16-1)	バドミントン部	当該校生徒	58 人
		女子バスケットボール部	当該校生徒	24 人
6	片山中学校 (吹田市竹谷町 35-1)	陸上競技部	当該校生徒	51 人
		水泳部	当該校生徒	24 人
7	佐井寺中学校 (吹田市五月が丘南5-1)	バドミントン部	当該校生徒	73 人
8	南千里中学校 (吹田市桃山台 4-2-1)	女子ソフトテニス部	当該校生徒	37 人
9	豊津中学校 (吹田市垂水町3-32-50)	卓球部	当該校生徒	57 人
		女子バレーボール部	当該校生徒	54 人
10	豊津西中学校 (吹田市豊津町 6-1)	バドミントン部	当該校生徒	36 人
		卓球部	当該校生徒	48 人
		女子ソフトテニス部	当該校生徒	32 人
		女子バレーボール部	当該校生徒	11 人
11	山田中学校 (吹田市山田市場 15-1)	卓球部	当該校生徒	58 人
		男子バレーボール部	当該校生徒	40 人
		女子バレーボール部	当該校生徒	31 人
12	西山田中学校 (吹田市山田西 2-11-1)	水泳部	当該校生徒	17 人
		バドミントン部	当該校生徒	19 人
		男子バレーボール部	当該校生徒	18 人
		男子バスケットボール部	当該校生徒	22 人
		吹奏楽部	当該校生徒	40 人

13	山田東中学校 (吹田市山田東 4-33-1)	剣道部	当該校生徒	9 人
		卓球部	当該校生徒	37 人
		女子バレーボール部	当該校生徒	38 人
14	千里丘中学校 (吹田市青葉丘南 15-1)	水泳部	当該校生徒	45 人
		剣道部	当該校生徒	33 人
		ソフトボール部	当該校生徒	19 人
15	高野台中学校 (吹田市高野台 4-5-1)	陸上競技部	当該校生徒	57 人
		女子サッカー部	拠点校 ※3 (市内全校の生徒)	30 人
16	青山台中学校 (吹田市青山台 4-2-1)	水泳部	拠点校 ※3 (当該校生徒及び自校に水泳部が無い学校の生徒)	22 人
17	竹見台中学校	バドミントン部	当該校生徒	76 人
18	古江台中学校 (吹田市古江台 1-1-1)	軟式野球部	当該校生徒	28 人
		男子バスケットボール部	当該校生徒	19 人
		女子バスケットボール部	当該校生徒	15 人

※1　参加生徒数は令和８年７月時点の参考値

※2　部活動には対象生徒のほか、小中一貫教育の一環として希望する小学校６年生の児童が参加する場合あり

※3　拠点校部活動として設置

【　別紙２　】

吹田市 新たな中学校部活動の在り方

令和７年（２０２５年）８月

吹田市教育委員会

目次

第１　はじめに　Ｐ２

第２　部活動の現状　Ｐ３
１　部活動の位置づけと教育的意義

２　学校における部活動の現状

３　部活動業務に係る教員の実態

第３　新たな部活動に向けての環境整備　Ｐ９
１　市全体での部活動管理体制

２　合理的かつ効率的・効果的な活動を推進するための取組

３　部活動の活動日数と活動時間

４　管理運営に要する費用の負担

５　新たな中学校部活動を進めるにあたって

第４　新たな部活動の実施に向けてのスケジュール（予定）Ｐ１６

第５　新たな部活動完全実施までの経過措置　Ｐ１６

第1　はじめに

部活動は、これまで学習指導要領における取扱いの変遷をたどりながら、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（部活動顧問）の指導の下で学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。また、体力や技能の向上に加えて、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感・連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、今日、学校を含め社会全体で働き方改革が叫ばれる中、学校教育に求められる資質能力や教育内容が増加するとともに、社会状況の変化に伴い教育的ニーズが多様化・複雑化しており、専門性や意思に関わらず教員が部活動顧問を務めるこれまでの指導内容を維持することは一層難しくなっています。

令和４年１２月に文部科学省（スポーツ庁・文化庁）は、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう適切な運営や効率的・効果的な活動の在り方について、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。このガイドラインには、「学校部活動の地域移行は『地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる』という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであり、地域クラブ活動では学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させるもの」としています。

令和７年５月に地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議は、改革推進期間（令和５年度～令和７年度）終了後の改革の方向性等をとりまとめるべく、議論の成果を「最終とりまとめ」として整理しました。今後、このとりまとめを基に、令和７年８月に「令和８年度概算要求」、令和７年冬頃に「総合的なガイドラインの改訂」が予定されています。

また、令和５年８月に大阪府・大阪府教育委員会は、学校と地域との連携・協働により、部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、長期的に生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築のための「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」を策定しました。

本在り方は、教員のおかれている状況や文部科学省のガイドライン、大阪府・大阪府教育委員会の方針の内容等を踏まえ、引き続き生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の機会の保障が図られるよう、平成３０年１２月に策定した「吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針」を改訂したものです。本市教育委員会は、本

在り方に基づき、学習指導要領が示す「生きる力」を育むための適切な部活動運営の実施を図っていきます。

第2 部活動の現状

１　部活動の位置づけと教育的意義

部活動について、平成２９年３月文部科学省告示「中学校学習指導要領」及び「同解説 総則編」には次のように記されています。

中学校学習指導要領（平成２９年告示）　Ｐ２７

第５　学校運営上の留意事項
１　教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
ウ　教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

中学校学習指導要領（平成２９年告示）解説 総則編 Ｐ１２６～１２８

※令和６年１２月２５日付文部科学省通知により一部改訂・追記されました

中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中にあって、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

ア　部活動

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運

動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること

② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること

③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと

をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和４年12月スポーツ庁・文化庁）を踏まえ、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。なお、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すること。

イ　学校と地域クラブとの連携等

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、地域の実情に応じ、各地域において休日を中心に、部活動の地域スポーツク

ラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行等が進められており、今後も更に移行等が進んでいくことが見込まれる。地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、集団の中で切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を有するものであり、その実施に当たっては、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが重要である。

このため、当該学校の生徒が、地域クラブ活動に参加している場合には、学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図り、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが必要である。特に、生徒が平日に部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合など、異なる者が生徒の指導に当たる場合には、指導の一貫性を確保する観点から、生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、緊密な連携を図ることが必要である。

また、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにするため、学校において設置者等と連携しながら、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知することなども求められる。

また、令和７年５月地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議「最終とりまとめ～子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動に保障に向けて～」には、部活動改革の理念として次のように記されています。

急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことが改革の主たる目的であり、当事者である生徒を中心に考え、地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要である。

そのためには、これまで学校単位で学校部活動として行われてきた生徒の自主的・主体的な参加によるスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、豊かで幅広い活動機会を保障するという発想が重要である。（中略）

また、子供の頃から誰もが楽しみながら継続的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことで、心身の健康が自然に育まれ、生涯を通じて健康で活力に満ちた生活を送る人々が増えていく。このような運動習慣の定着は、少子高齢化により今後急激に減少していく社会の担い手を補うとともに、医療・介護負担の軽減、健康寿命の延伸や経済の活性化など、より大きな社会課題の解決にも寄与し得るものである。

さらに、スポーツは、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであり、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う

土壌を提供するものである。こうしたスポーツや文化芸術の役割や意義も、この改革において尊重することが必要である。こうした役割や意義は、生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わるために必要な資質・能力を育てるという、広い意味での教育上の意義を含むものである。

従来の学校部活動では、運動の得手不得手が参加機会の決定に影響を与えがちであり、特に運動に親しんでいた生徒であっても、中学３年生を境に「引退」し、その後運動習慣が断絶してしまうケースも少なくない。さらに、社会人・中高年となってから「健康のために」運動を再び始めるような状況では、活動の継続性や効果が限定される可能性もある。だからこそ、地域総ぐるみで、年齢や能力に関係なく、だれもが自然にスポーツや文化活動に親しみ、それを生活の一部として楽しみ続けられる環境整備を行うことが急務である。（後略）

２　学校における部活動の現状

（１）吹田市全体の部活動数と生徒数

令和元年度と令和６年度の部活動数と生徒数は、下表のとおりです。

	令和元年度	令和６年度	増減
運動部数	186	165	▲21 (▲11.3%)
文化部数	77	67	▲10 (▲13.0%)
生徒数	9,093	9,235	142 (1.6%)

所属する生徒がいない場合や顧問が不在となった場合等によって廃部となりますが、令和元年度と比べ５年間で生徒数が増加しているにも関わらず、吹田市内において運動部・文化部合わせて３１部減少しています。顧問のなり手がおらず廃部となった場合、生徒が活動を希望していたとしても活動の機会を失うことになってしまいます。

（２）各校における部活動の設置状況（令和６年度）

	第一	第二	第三	第五	第六	片山	佐井寺	南千里	豊津
生徒数	863	415	240	344	526	733	547	383	688
運動部数	10	9	5	9	10	13	11	8	9
文化部数	5	3	3	5	5	4	5	2	4
入部生徒数	714	323	164	283	384	606	409	302	522
１部あたりの生徒数	47.6	26.9	20.5	20.2	25.6	35.6	25.6	30.2	40.2
	豊津西	山田	西山田	山田東	千里丘	高野台	青山台	竹見台	古江台
生徒数	402	663	337	450	1022	434	360	411	417
運動部数	8	10	9	9	14	7	6	8	10
文化部数	3	4	2	4	5	4	2	3	4
入部生徒数	295	548	271	385	866	320	285	301	332
１部あたりの生徒数	26.8	39.1	24.6	29.6	45.6	29.1	35.6	27.4	23.7

学級数の違いにより教職員数が増減することから、学級数（在籍生徒数）が少なく

なるほど顧問のなり手がおらず、設置できない可能性や廃部となる可能性も高くなります。（また、活動を希望する生徒となり手となる顧問が共にいるという場合であっても、新たに設置することによって部活動数が増加することにより、１部あたりの生徒数が減少すると十分に活動できない場合や、人数が満たされず大会等に出場できないこともあります）

３　部活動業務に係る教員の実態

（１） 教員の勤務と部活動指導

学習指導要領において部活動は学校教育の一環であるとされていますが、教員の勤務時間に関して法令では以下のとおり定められています。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

第６条　教育職員（中略）を正規の勤務時間（中略）を超えて勤務させる場合は、政令に定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（中略）第６条第１項（中略）の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一　教育職員（中略）については、正規の勤務時間（中略）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（中略）を命じないものとすること。 二　教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとすること。 イ　校外実習その他生徒の実習に関する業務 ロ　修学旅行その他学校の行事に関する業務 ハ　職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務 ニ　非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

また、平成３１年１月　中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」では、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」の中で、部活動を「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」としています。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が必要な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・整理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答等 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動	⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

（２） 本市教員の時間外在校等時間（時間外勤務）の理由

本市教員が月の時間外在校等時間が８０時間以上となった時の主な理由（令和４年度）は右表のとおりです。

※同一教員が複数月にわたって８０時間以上となった場合はそれぞれの月の理由を計上しているため、教員数を上回っている項目（理由）もあります。

主な理由		人数 （複数回答可）
ア	部活動指導	９６８
イ	授業準備等	７８６
ウ	学年及び分掌事務等	５３９
エ	生徒指導等	４６７
オ	採点及び評価等	４３５
カ	家庭訪問及び連絡等	３３３
キ	教職員間調整	２２８
ク	学習指導等	１３５
ケ	研修・進路指導	１００
コ	超勤４項目該当業務	６５
サ	施設管理等	２０
シ	その他	５５

（３） 「令和６年度 部活動に関するアンケート」結果から

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が１００％にならない場合があります。

ア　活動日数について

(ｱ) 平日

	現状	希望
０日	２％	２１％
１日	３％	４％
２日	７％	１１％
３日	１５％	２９％
４日	７４％	３２％
５日		３％

(ｲ) 休日

	現状	希望
０日	２５％	５６％
１日	７５％	３５％
２日		９％

イ　活動時間について

(ｱ) 平日

	現状	希望	【参考】生徒希望
なし	１％	１４％	３％
１時間未満	４％	１２％	８％
１時間～１時間30分未満	２０％	２３％	２５％
1時間30分～２時間未満	２３％	３７％	３８％
２時間程度	５１％	１４％	２８％

(ｲ) 休日

	現状	希望	【参考】生徒希望
なし	２２％	３４％	１４％
１時間未満	０％	１％	１２％
１時間～２時間未満	６％	１２％	２３％
２時間～３時間未満	１１％	３２％	３７％
３時間程度	６１％	２２％	１４％

ウ　外部委託事業者に指導等を任せることについて

	全体	現在顧問をしている	現在顧問をしていない
希望する	６７％	６２％	８９％
希望しない	３３％	３８％	１１％

令和６年７月に全中学校教職員を対象とした「部活動に関するアンケート」を実施しました。（本アンケートは、教員だけでなく事務職員等の職員が部活動指導を行うこともあるため、教職員を対象として実施しました）

アンケート結果から、活動日数・活動時間とも、「活動しない」を含めて「少なく」「短く」することを希望する教職員が多いことが分かりました（希望する活動時間については、生徒にもアンケートを実施しました。教職員よりは現状に近いものの、教職員と同様「短く」することを希望する結果となりました）。また、令和６年度からモデル実施をしている外部委託事業者による指導等※について、おおよそ３分の２の教職員が希望していることが分かりました。

※市内５校５部（運動部）について、平日及び休日の技術指導や引率・監督等を事業者に委託

第３　新たな部活動に向けての環境整備

１　市全体での部活動管理体制

（１）外部委託による部活動運営

第２　部活動の現状の**２　学校における部活動の現状**や**３　部活動業務に係る教員の実態**を踏まえ、部活動顧問の人事異動を含めた担い手の不足による部活動数の現状の課題を改善するため、指導者を教員以外が担うことによって指導者の不在を解消させ、安定した活動機会の保障を図ることが大切です。

また、文部科学省「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び大阪府・大阪府教育委員会「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」の地域移行（地域クラブ活動）においては、「学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である」としています。（令和７年５月の地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議「最終とりまとめ」では、「地域移行」から「地域展開」に名称を変更することが示されました。以下「地域移行」については「地域展開」と表記）

加えて、文部科学省のガイドラインでは、「令和５年度から令和７年度までを『改革推進期間』として、まずは休日の学校部活動の段階的な地域展開等を進める（平日についてはできるところから取り組む）」としており、実行会議「最終とりまとめ」において、「令和８年度～令和１３年度の次期改革期間（仮称『改革実行期間』）では、原則として休日における学校部活動の地域展開を実現し、平日については課題を解決しつつ更なる改革を推進する。平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を進めることとする」としています。

文部科学省が進める新たな地域クラブ活動については、上記のとおり、学校との連携や部活動の教育的意義の継承・発展が求められており、その担い手となる団体等はこうした考えを正確に理解しながら、生徒が安全かつ有意義に活動できる環境を整える必要があります。

併せて、専門的な技術を有する指導者を確保し、必要なフォローやマネジメントを行うとともに、適切に労務管理を行い、効果的・効率的な活動を継続させることのできる組織的な体制や能力が必要となります。

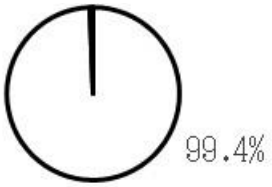
一方で、本市においては、生徒数が増加する中、約８割の生徒が部活動に入部しており、活動ニーズが非常に高い状況にあり、これらの活動の受け皿となる地域の担い手が不足している状況です。

以上の点を踏まえ、本市においては、地域人材の募集や確保、生徒に対して専門的かつ適切な指導を行うための研修を実施するとともに、部活動指導及び試合への引率、それらのマネジメント等を一体的に行うことができる民間事業者等に外部委託することとします。

なお、令和７年１月に実施しました、令和６年度からモデル実施をしている外部委託事業者による指導等に係る生徒・保護者アンケート結果（肯定的回答率）は、次のとおりです。

ア　生徒アンケート

部活動に対して真剣に取り組むようにしている



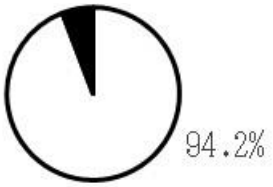
部活動に対してもっと上手くなりたい、成長したいと思う



部活動を通じて挨拶や礼儀が身についた(ついている)



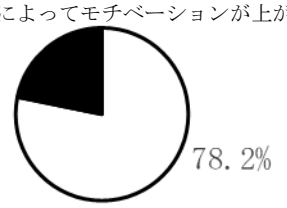
部活動を通じてチームワークや協調性が身についた(ついている)



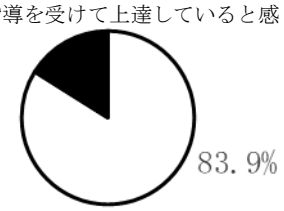
指導者の説明や手本は分かりやすい



指導者の指導によってモチベーションが上がった

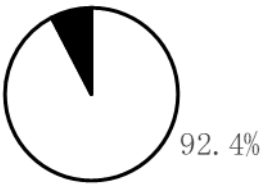


指導者の指導を受けて上達していると感じる

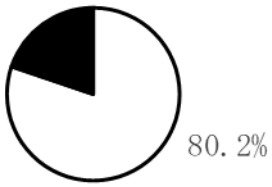


イ　保護者アンケート

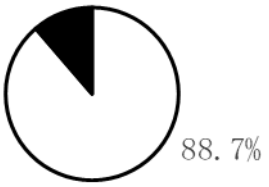
部活動に関して意欲的に取り組んでいる様子だ



部活動指導に満足している



部活動の外部委託について進めるべきだと思う



（２）拠点校部活動による活動機会の保障

第２ 部活動の現状の**２（２）各校における部活動の設置状況（令和６年度）**のとおり、各校に設置されている部活動数は学級数（在籍生徒数）により異なります。また、設置されている部活動の部員数については、在籍生徒数並びに設置部活動数によって学校ごとに異なります。

学級数（在籍生徒数）に関わらず、全ての生徒が市内で設置されている部活動（スポーツ・文化芸術活動）に参加できるよう、通学している学校にない部活動を希望する生徒に対し拠点校部活動に参加できる体制づくりを進めます。また、設置している部活動の部員の減少により大会・コンクール等に参加できなくなることのないよう、部員数の少ない部活動について拠点校化を行い、参加機会の保障に努めます。

２　合理的かつ効率的・効果的な活動を推進するための取組

（１）適切な指導の実施

ア　委託事業者は、部活動の実施にあたり、平成２５年５月　文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

イ　委託事業者は、運動部活動について、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等を通して短期間で効果が得られるよう指導を行います。

ウ　委託事業者は、文化部活動について、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等を通して短期間で効果が得られるよう指導を行います。

エ　委託事業者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒が高いモチベーションを保ちつつそれぞれの目標を達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行います。

オ　委託事業者は、中央競技団体（スポーツ競技の国内統治団体）や部活動に関わる

各分野の関係団体等が作成する指導手引※を活用して、適切な指導を行います。

※競技・習熟レベルに応じた１日の練習メニュー例と週間、月間、年間の活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活動の利便性に留意した分かりやすいもの

カ　活動中や大会等引率時に事故・怪我が生起した場合は委託事業者（指導者）が初期対応を行い、委託事業者（統括責任者）に報告の上、その後の対応を行います。また、委託事業者（統括責任者）は学校に報告するとともに、状況に応じて連携を図りながら対応します。なお、活動における責任については、実施主体である吹田市が負うものとします。

キ　気候変動等により暑熱環境が悪化し、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察等の健康管理を徹底します。その際、環境省・気象庁の「熱中症警戒アラート」や暑さ指数（ＷＢＧＴ）を確認するとともに、吹田市教育委員会「熱中症予防のための運動指針」及び公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」に基づき、活動中止等の事故防止対策を講じます。

ク　吹田市に暴風警報または大雨特別警報の発令、震度５弱以上の大規模地震が発生した場合については、学校と同様の対応（活動中止、一時避難、下校等）を行います。

ケ　屋外での活動等において、委託事業者（指導者）は落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講じます。

（２）活動を推進するための学校の役割

ア　校長は、委託事業者が作成する年間の指導計画及び毎月の活動計画を確認します。

イ　校長は、委託事業者と連携し、大会申込手続や大会参加費・ユニフォーム代等の金銭管理、練習日程調整、生徒指導に係る相談等を行います。

ウ　校長は、イの業務について窓口教員を配置し、外部委託となった部活動が円滑に実施できるようにします。

３　部活動の活動日数と活動時間

部活動における活動日数及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動（スポーツ・文化芸術活動）、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるように設定することが大切です。

この点を踏まえ、部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間は以下のとおりとします。

（１）学期中の休養日は、週当たり平日に２日以上、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）に１日以上の、計３日以上設定します。週末に大会参加等で活動した場合は、週末の休養日を平日に振り替えます。なお、週末に活動を行わない部活動については、週末の活動を平日に振替えることができるものとします。

（２）長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとします。また、生徒が十分に休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、学校閉庁日等を活用し、ある程度長期の休養期間を設定します。

（３）１日の活動時間は、準備・後片付けの時間を除き、平日は1.5時間、学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間を限度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うようにします。ただし、大会等の参加により上記時間を超過する場合は、平日に休養日を追加で設定する等、バランスのとれた生活を送ることのできるように配慮します。なお、（１）の週末の活動を平日に振替える部活動の活動時間の上限については、上記平日に準ずるものとします。

４　管理運営に要する費用の負担

実行会議「最終とりまとめ」の中で、「部活動改革の主たる目的は、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことであり、そのためにはこれまで学校単位で学校部活動として行われてきた生徒の自主的・主体的な参加によるスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、豊かで幅広い活動機会を保障するという発想が重要である」とされています。

このような理念に基づいて創設される生徒の新たなスポーツ・文化芸術活動となる「地域クラブ活動」（学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えられる）では、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定することとし、実行会議「最終とりまとめ」において、地方公共団体は地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担のバランス等の費用負担の在り方を検討する必要があるとされています。

本市の部活動については、地域スポーツ・文化芸術団体等が一定の費用負担を求めながら運営する地域クラブ活動として地域展開を図るのではなく、生徒の活動機会を確保するため、これまで行ってきた学校教育としての部活動を維持して実施するものです。

しかしながら、外部委託による指導や引率など部活動運営のための費用が必要となることから、地域クラブ活動とは実施形態が異なるものの、実現可能かつ持続可能な活動として継続できるよう一定の受益者負担を求めるとともに、国や大阪府等からの財源確保に向けて関係団体に働きかけるなど、費用負担の在り方について引き続き検討する必要があります。

受益者負担等については、公費との負担割合や具体的な費用を整理のうえ、部活動の外部委託化が完了する時期から徴収を想定しています。

なお、令和６年７月に小学校第５・６学年、中学校第１・２学年の保護者を対象とした「放課後（習い事・部活動）の過ごし方アンケート」における、地域クラブ活動による参加費用を負担するとした場合の指導料負担額についての回答は下表のとおりです。　※小数点以下を四捨五入しているため、合計が１００％にならない場合があります。

	小学校保護者	中学校保護者
6,000円以上	１０％	５％
5,000円以上6,000円未満	１２％	８％
4,000円以上5,000円未満	１６％	１４％
3,000円以上4,000円未満	１５％	１３％
2,000円以上3,000円未満	２３％	２４％
1,000円以上2,000円未満	１４％	２０％
1,000円未満	７％	１３％
参加費用の負担があれば入部しない	２％	３％

５　新たな中学校部活動を進めるにあたって

引き続き、生徒にとって参加できる部活動数を増やす等、活動機会の確保・充実を図ります。その上で、部活動の外部委託や拠点校化を進めながら、「部活動への教員の関わり方」や「最適な設置部活動数」「教育活動という観点から外部委託に適さない部活動」等について課題整理を行うとともに、効果的かつ持続可能な部活動の在り方の検討を進めます。

なお、外部委託の拡充等を決定するにあたっては、関係室課との調整や実施計画・予算の手続を経るものとします。

第４　新たな部活動の実施に向けてのスケジュール（予定）

（令和６年度から令和９年度以降）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度～令和９年度以降
実施学校数・部活動数	５校 ５部活	全校 48部活	全校 外部委託の拡充
中体連・各種団体への外部委託事業者の関わり　整理	→	→	→
活動日数・活動時間　整理 及び 周知、実施	→	→	⇒
最適かつ持続可能な部活動数　検討・整理 及び 周知	→	→	→
費用負担の在り方　検討・整理 及び 周知	→	→	→
進捗状況や国・大阪府の動向に応じて改訂	→	→	→

※外部委託の完了前に、**第３　新たな部活動に向けての環境整備**の**５　新たな中学校部活動を進めるにあたって**を踏まえ、当該「中学校部活動の在り方」の更なる見直し、改善の検討を行います。

第５　新たな部活動完全実施までの経過措置

第３　新たな部活動に向けての環境整備について、完全に外部委託が図られるまでの期間において教職員等が指導する部活動については、以下のとおり読み替えるものとします。

２　合理的かつ効率的・効果的な活動を推進するための取組

（１）適切な運営のための活動計画の作成

部活動顧問は、年間の指導計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告します。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア　校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築します。

イ　校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行えるよう、適宜指導・是正を行います。

ウ　校長は、教員の部活動への関与について、法令や令和２年文部科学省告示「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員

会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、教員の負担が過度にならないよう、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

（３）適切な指導の実施

ア　部活動顧問、部活動指導員及び部活動外部指導者は、部活動の実施にあたり、平成２５年５月　文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

イ　部活動顧問、部活動指導員及び部活動外部指導者は、運動部活動について、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等を通して短期間で効果が得られるよう指導を行います。

ウ　部活動顧問、部活動指導員及び部活動外部指導者は、文化部活動について、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等を通して短期間で効果が得られるよう指導を行います。

エ　部活動顧問、部活動指導員及び部活動外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなくそれぞれの目標を達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行います。その際、専門的知見を有する保健体育科教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行います。

オ　部活動顧問、部活動指導員及び部活動外部指導者は、中央競技団体（スポーツ競技の国内統治団体）や部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引※を活用して、適切な指導を行います。

※競技・習熟レベルに応じた１日の練習メニュー例と週間、月間、年間の活動スケジュールや、効果

的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活動の利便性に留意した分かりやすいもの

カ　気候変動等により暑熱環境が悪化し、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察等の健康管理を徹底します。その際、環境省・気象庁の「熱中症警戒アラート」や暑さ指数（ＷＢＧＴ）を確認するとともに、吹田市教育委員会「熱中症予防のための運動指針」及び公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」に基づき、活動中止等の事故防止対策を講じます。

キ　吹田市に暴風警報または大雨特別警報の発令、震度５弱以上の大規模地震が発生した場合については、「気象警報の発表に伴う安全対策について」「地震（余震）発生時における安全対策ならびに措置について」に基づき、活動中止、一時避難、下校等の対応を行います。

ク　屋外での活動等において、部活動顧問、部活動指導員及び部活動外部指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講じます。

ケ　校長は、ア～クについて、部活動顧問、部活動指導員及び部活動外部指導者が適切に指導を実施していることを確認し、不十分ならびに不適当な場合は指導・是正を行います。

３　部活動の活動日数と活動時間

部活動における活動日数及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動（スポーツ・文化芸術活動）、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるように設定することが大切です。

この点を踏まえ、部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間は以下のとおりとします。

なお、（４）朝練の取扱いについて、これまでのガイドラインと同様に朝練を行うことができるものとしていますが、外部委託による部活動では行わないこととするため、準備が整い次第、同様の対応に移行するよう努めることとします。

（１）学期中の休養日は、週当たり平日に２日以上、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）に１日以上の、計３日以上設定します。週末に大会参加等で活動し

た場合は、週末の休養日を平日に振り替えます。なお、週末に活動を行わない部活動については、週末の活動を平日に振替えることができるものとします。

（２）長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとします。また、生徒が十分に休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、学校閉庁日等を活用し、ある程度長期の休養期間を設定します。

（３）１日の活動時間は、準備・後片付けの時間を除き、平日は1.5時間、学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間を限度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うようにします。ただし、大会等の参加により上記時間を超過する場合は、平日に休養日を追加で設定する等、バランスのとれた生活を送ることのできるように配慮します。なお、（１）の週末の活動を平日に振替える部活動の活動時間の上限については、上記平日に準ずるものとします。

（４）朝練を行う場合は、（３）の活動時間に含め、放課後の活動時間を短くすることで生徒の負担とならないように配慮します。また、安全管理の観点から顧問（または他の教員）は付添い（在校している）を行います。

附則

１　本在り方は、国や大阪府の動向ならびに関係室課との調整や実施計画・予算の手続等の進捗状況に応じて、見直し・改訂を行うものとします。

２　本在り方は、令和７年（２０２５年）８月１９日から、これを適用します。
ただし、**第３ 新たな部活動に向けての環境整備**の**３ 部活動の活動日数と活動時間**及び**第５ 新たな部活動完全実施までの経過措置**の**５ 部活動の活動日数と活動時間**の休養日・活動時間については、令和９年（２０２７年）４月１日から、これを適用します。

熱中症予防のための運動指針

熱中症は「環境」「からだ」「行動」の3つが要因となって起こります。
環境条件を知って熱中症を予防しよう！

予防のための**3**つの心得

1 無理は禁物！
2 渇く前に飲む！
3 早めに判断！

WBGT[℃]	湿球温[℃]	乾球温[℃]		
31	27	35	運動は中止	**いったん運動を中止し健康観察！** ↳ 活動場所や時間、内容の変更を 例）活動場所を涼しい場所に　朝・夕など涼しい時間帯に 激しい運動を避け、日陰や教室等涼しい環境でできる活動内容に変更　など
28	24	31	厳重警戒	**激しい運動は避ける**（ダッシュの繰り返し・持久走など） **積極的な休息と水分・塩分補給を徹底！** ↳ 特に、体力に自信のない人や暑さに慣れていない人は要注意 早めに運動中止の判断を
25	21	28	警戒	**積極的な休息と水分・塩分補給を！** ↳ 激しい運動では30分おきに休息
21	18	24	注意	**体調不良や熱中症の兆候に注意** ↳ 運動の合間に積極的な水分・塩分補給を！
			ほぼ安全	熱中症の危険度は低いが、適宜、水分・塩分補給は必要

※授業中でも水分補給をしましょう

吹田市教育委員会

日本スポーツ協会「熱中症予防のための運動指針」(2013)をもとに作成

【　別紙４　】

８　学　教　第　６　号
令 和 ８ 年 ４ 月 １ 日
（２０２６年）

各小・中学校長　様

学校教育部学校教育室長

気象警報の発表に伴う安全対策について

標記のことについて、各校においては、下記事項に留意し、台風接近時の気象情報など必要な情報収集に努めるとともに、児童・生徒の安全確保に万全を期し、学校の施設・設備の保全に十分配意願います。

記

改正：平成３１年(２０１９年)４月１日

１　午前７時現在、吹田市に暴風警報または大雨特別警報が発令されている場合は、児童・生徒の登校を見合わせ、午前９時現在で暴風警報または大雨特別警報が解除されていない時は、臨時休業の措置をとること。なお、午前９時までに解除された場合は、速やかに登校させること。

２　暴風警報以外の大雨警報または洪水警報等が発令された場合は、原則として、臨時休業としない。ただし、校区の状況等を的確に把握し、児童・生徒の安全確保のため、臨時休業等、非常の措置が必要と判断した場合は、学校教育部学校教育室に報告のうえ、適切な措置を講じること。

３　午前７時以降及び児童・生徒の在校中に警報が発令されたときは、自校の防災規定等により、児童・生徒の安全確保に必要な万全の措置を講じること。

４　教職員の勤務については、勤務経路が遮断される等、通勤不可能な場合を除いて、原則として平常勤務とすること。

５　校長にあっては、勤務時間内において暴風警報または大雨特別警報が発令された場合は、学校待機とし、施設・設備の保全に努めること。また、勤務時間終了後も暴風警報または大雨特別警報が継続して発令されている場合、及び勤務時間外に発令された場合は、自宅待機とし、発令中は、必ず連絡がつくようにしておくこと。なお、市において「災害対策準備室」等が設置され、学校教育室から連絡があった場合は速やかに学校に参集すること。その際、必要に応じて、人員を確保し、施設・設備の保全に努めること。

６　前日に吹田市への大型で強い台風の直撃が確実となった場合、台風の規模・進路や接近の時間帯、交通機関の状況等の横断的な情報を踏まえ、暴風警報または大雨特別警報が発令される前に、教育委員会の判断による臨時休業に関して連絡があった場合は、速やかに適切な措置を講じること。

※　上記以外の措置を講じた時は、速やかに学校教育室に連絡すること。

※　やむを得ず、授業割愛等の措置をとった場合は、年間指導計画に基づき補充の方途を講じること。

本通知は、新しい防災気象情報の運用開始（５月下旬予定）にあわせて改訂する予定です。後日、通知いたします。

【　別紙５　】

保有個人情報取扱いに係る特記事項

（個人情報を取扱う際の基本的事項）

第１条　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関連して個人情報を扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。

２　受注者は、吹田市情報セキュリティポリシー（平成２９年５月１８日制定)、吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（令和５年４月１日施行）　及び個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等関係法令を遵守しなければならない。

（収集の制限）

第２条　受注者は、本契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再委託）

第３条　受注者は、原則として本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

２　受注者は本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

３　前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

４　受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

５　受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

（責任体制）

第４条　受注者は、個人情報の取扱いに関する責任体制及び管理責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

２　受注者及び受注者の管理責任者は、発注者から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

（委託業務の調査等）

第５条　発注者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受注者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は発注者の職員を受注者の事務所に立ち入らせることができる。

２　受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
３　前２項に規定する委託業務の調査等については、受注者が再委託した場合も同様とする。
４　受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する報告及び緊急時報告の手順を定めて発注者に提出し、その承諾を得なければならない。
（事故の防止及び発生時における責任）
第６条　受注者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損及びその他の事故（以下「漏えい事故」という。）を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。
２　受注者は、漏えい事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、事故の対応について発注者の指示に従わなければならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。
３　受注者は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、発注者と協力して必要な措置を講じ、かつ、発注者の指示に従わなければならない。
４　受注者は、漏えい事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡並びに証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
（資料等の返還等）
第７条　受注者は、本契約業務を処理するために発注者から提供され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約期間満了後又は契約解除後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
２　受注者は、前項の規定により個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、事前に消去し、又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名及び数量、消去又は廃棄の方法並びに処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
３　受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
４　受注者は、第１項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。
５　受注者は、第１項の規定により個人情報を消去し、又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出しなければならない。
（個人情報の管理方法）
第８条　受注者は、個人情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、本契約業務以外の用途に使用してはならない。

２　受注者は、個人情報の保管に当たっては本契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。
３　受注者は、発注者の承諾を得ることなく個人情報を発注者の指定する場所以外の場所に持ち出してはならない。
４　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、委託業務を実施するために発注者から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。
（秘密の保持）
第９条　受注者は、個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。
２　受注者は、前項の規定に違反したときは、直ちに発注者においてその事実及び経過について公表されても一切異議申し立てを行うことができない。
３　受注者は、本契約業務の従事者に秘密の保持等の適正な取扱いに関する誓約書を記入させて発注者に対して提出しなければならない。
（教育及び研修）
第１０条　受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、従事者が遵守すべき事項、本契約業務の適切な履行のために必要な事項及び次の各号に規定する関連法令等について、本契約業務に従事する従業員に対して教育及び研修を実施しなければならない。
（１）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第 27 号）
（２）特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成２６年１２月１８日特定個人情報保護委員会公布）
（３）個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）
（４）吹田市の保有する個人情報等保護管理要領(令和５年４月１日施行)
（５）吹田市情報セキュリティポリシー
（発注者の解除権）
第１１条　発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約を解除することができる。
２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。
（補則）
第１２条　受注者は、個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、発注者と協議し、その指示に従わなければならない。
２　本特記事項に定める事項（第３条を除く）は、第３条により受注者から再委託を受けた受任者又は下請負人についても適用する。